

上里町告示第47号

建設工事の一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び上里町契約規則（昭和40年上里町規則第6号）第2条の規定に基づき公告する。

令和7年8月1日

上里町長 山下博一

記

1 入札対象工事

工事名 令和7年度 藤木戸地内外（藤木戸・勝場線）道路改良工事

工事場所 上里町大字 藤木戸 地内外

工事期間 本契約の日から令和8年3月26日まで

設計金額 入札執行後に公表する

工事概要 設計図書等のとおり

2 入札手続き等の方法

本案件は、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、電子入札システムが稼働している時間内に行うこと。

3 競争参加資格確認申請書の提出

本件の入札参加希望者は、電子入札システムにおいて競争参加資格確認申請書を電子入札の方法により次の期間内に提出すること。

提出期間 令和7年8月1日（金）午前9時から

令和7年9月8日（月）午後4時まで

4 入札書の提出及び開札の日時

（1）入札書提出期間

令和7年9月9日（火） 午前9時から

令和7年9月10日（水） 午後4時まで

（2）開札日時

令和7年9月11日（木） 午前10時

5 入札参加資格の有無の確認

開札執行後、落札候補者について入札参加資格の有無を確認する。

6 入札に参加できる者の形態

単体企業

7 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加資格

本件入札に参加できる者の資格は、令和 7・8 年度上里町建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載があり、次の要件を全て満たしている者であること。

ただし、本公告日において資格者名簿に登載された内容に変更があり、次の要件を満たさなくなった者、又は本公告日以降、新たに資格者名簿に登載された者を除く。

ア この工事の公告日現在、資格者名簿において土木工事業 A 級で格付けされており、埼玉県本庄県土整備事務所又は熊谷県土整備事務所管内のいずれかに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所（以下「本店」という。）を有し、電子入札システムによる入札が可能な者であること。

イ 令和 2 年度以降この公告日までに、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。）が発注した、車道 2 車線以上の道路工事（新設・築造・拡幅・改良とし、補修修繕工事は除く。以下同じ。）の元請けとしての完成実績（JV の場合は代表構成員に限る）があること。

ウ 建設業法第 3 条第 1 項に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

エ 土木工事業について、開札日から 1 年 7 月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項審査を受けている者であること。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

カ この工事の公告日から開札日までの期間に、上里町から指名停止等の措置を受けていない者であること。

キ この工事の公告日から開札日までの期間に、上里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 18 年上里町告示第 140 号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

ク この工事の公告日から開札日までの期間に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(2) 配置予定技術者

本工事に対応する許可業種の資格を有する監理技術者を建設業法に従ってこの工事に専任で配置できること。

ア 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者（平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証を交付されたものは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了書を有する者であること）を建設業法に従い専任で配置できること。

イ 配置予定技術者は、令和元年度以降この公告日までに国又は地方公共団体が発注した、車道 2 車線以上の道路工事（新設・築造・拡幅・改良）の主任技術者又は監理技術者として従事し、工事の完成実績があること。

ウ 配置予定技術者は、その者が在籍する建設業者と開札日の 3 ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。

エ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

オ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は、監理（主任）技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合、若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。

カ 落札決定後、C O R I N S 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

8 設計図書等

設計図面、工事仕様書、特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な資料（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムからダウンロードすること。

9 現場説明会

開催しない。

10 入札に関する注意事項

（１）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に日本円で記載すること。

（２）入札金額内訳書の提出

発注者が指定した様式による入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を、電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

（３）入札の執行について

ア 入札回数は、再度入札を含め３回までとする。

イ 当初の入札に参加しなかった者、無効な入札を行った者又は最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できない。

ウ 各入札での参加者が１者であっても当該入札は有効とする。

エ この公告に定めるもののほか、本工事に係る入札手続きについては、上里町の契約に係る諸例規の定めるところによる。

(４) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

11 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関して質疑がある場合は、次のとおり、質疑書を電子入札システムにより提出すること。

(１) 質疑受付期間

令和7年8月25日（月）午前9時から

令和7年8月26日（火）午後3時まで

(２) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和7年9月8日（月）午後4時30分まで電子入札システムに掲載する。

12 最低制限価格

設定する。

13 入札保証金

免除する。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(１) 入札参加資格を有しない者のした入札

(２) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(３) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(４) 不備な入札金額見積を提出した者がした入札

(５) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

(６) その他公告に示す事項に反した者がした入札

15 落札候補者の決定

(１) 落札候補者は、開札において、予定価格の範囲内で一番低い価格で最低制限価格以上の入札をした者とする。なお、最低制限価格未満の入札をした者は失格とする。

(２) 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、電子くじにより落札候補者及びそ

の次の順位の者を決定する。

16 入札参加資格審査及び落札者の決定

(1) 本入札は事後審査型のため、開札後、入札を保留とする。落札候補者通知を受けた者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料」に確認資料等指定された書類を添えて、落札候補者となった旨の通知を受けた日から2日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）以内に提出すること。

(2) 落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、通知する。

ただし、入札参加資格に疑義が生じた場合は、この限りでない。

(3) 落札候補者が審査の結果不適格と認められた場合には、その者を失格とし、新たに次の順位のものを落札候補者として審査を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

なお、次順位の業者において同価の入札をした者が2人以上あるときは、上記15(2)と同様に順位を決定する。

17 契約の時期

上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上里町条例第7号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約を締結し、上里町議会の議決をもって本契約とする。

なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。このことで仮契約の相手側に損害が生じて、上里町は一切の責任を負わない。

また、落札決定から本契約までの間に、上里町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に規定する指名停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする。）

18 契約保証金

上里町契約規則第16条、第17条による。

19 支払条件

(1) 前金払及び中間前金払 する。

上里町公共工事前金払処理要綱（平成9年上里町告示第28号）及び、上里町公共工事中間前金払処理要綱（令和4年告示第51号）による。

(2) 部分払 しない。

20 その他

(1) 提出された確認申請書等は返却しない。

(2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
- (5) 本工事は、電子契約により契約締結をすることが可能な案件である。
- (6) 地元企業育成の観点から、下請施工及び資機材等の調達をする場合は、出来る限り上里町内の業者へ発注するよう努めること。

21 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
上里町役場 総務課管財契約係
- (2) 電話番号
0495-35-1234
内線 3211・3212
- (3) F A X 番号
0495-33-2429